

## 職員用自転車等駐輪場の運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本庁舎等に勤務する職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）の通勤の利用に供するために確保する自転車等駐輪場の運用について定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁舎等に勤務する職員 船橋市役所、本庁舎分室、船橋市役所別館を勤務場所とする職員をいう。
- (2) 通勤 本庁舎等を勤務場所とする職員が勤務のために住居と本庁舎等の間を往復することをいう。
- (3) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車、並びに同法第3条に規定する自動車の種類のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

### (自転車等駐輪場の確保)

第3条 市長は、次の土地を自転車等駐輪場として、職員の通勤の利用に供する。

- (1) 所在地 船橋市湊町2丁目2720番地979の一部  
面積 227.60㎡ 第一駐輪場
- (2) 所在地 船橋市湊町2丁目2720番地957の一部  
面積 165.00㎡ 第二駐輪場

### (利用の申請)

第4条 自転車等駐輪場を利用しようとする職員（以下「申請者」という。）は、自転車等駐輪場利用申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）により、市長に申請し承認を受けなければならない。

### (自転車等駐輪場の利用を申請することができる職員の範囲)

第5条 自転車等駐輪場の利用を申請することができる職員は、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第21号）第21条第1項第2号及び第3号に該当し、第3条の自転車等駐輪場を利用することで通勤届を提出し、通勤手当の支給を受ける職員
- (2) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年10月3日条例第13号）第7条に該当し、第3条の自動車駐車を利用することで通勤届を提出し、費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員

(3) 前各号に定めるもののほか、利用について市長が必要と認めた職員

(利用の承認等)

第6条 市長は、第4条の利用申請があったときは、自転車等駐輪場利用の可否を審査し、その結果を自転車等駐輪場利用承認可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、利用承認をすることにより自転車等駐輪場の収容能力を超えてしまう場合など管理運営上支障が生じると認められる場合は、当該利用承認を行わないものとする。

3 市長は、第1項の決定に際し、自転車等駐輪場の収容能力により複数の申請者の一部について利用承認を行わなければならない場合、抽選により当該決定を行うものとする。

(利用の承認期間)

第7条 自転車等駐輪場の利用の承認期間は、年度を単位とし、年度を超えることができない。ただし、第5条第3号に該当し、利用承認を行った職員にあっては、個別に利用承認期間を定める。

(利用票の交付等)

第8条 市長は、自転車等駐輪場の利用承認を行った職員（以下「利用者」という。）に対し、利用票（第3号様式）を交付する。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車等に施錠その他盗難の防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 交付された利用票を自転車等の見やすい箇所に貼付するとともに、利用票が貼付されていない自転車等により自転車等駐輪場を利用してはならない。
- (3) 他の自転車等駐輪場の利用を妨げる行為を行ってはならない。
- (4) 自転車等駐輪場に発火物、引火物その他危険物を持ち込んではならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自転車等駐輪場の管理運営に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(利用の承認の取消)

第10条 市長は、自転車等駐輪場の運営が困難となった場合又は利用者が前条に規定する遵守事項に違反する等管理運営上支障が生じると認められる行為を行ったときは、当該利用者の利用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は文書により利用者に通知する。

(利用の中止)

第11条 利用者は、利用を中止するときには、自転車等駐輪場利用中止届（第

4号様式)を、市長に提出しなければならない。

(利用票の返還)

第12条 前2条により、自転車等駐輪場の利用をしなくなった職員は、利用票を速やかに、市長に返還しなければならない。

(利用料等)

第13条 利用料は、自転車等駐輪場の利用に際し、市長に利用料を支払わなければならない。

2 前項の利用料は、次のとおりとする。

|                                       | 交通用具     | 1か月    |
|---------------------------------------|----------|--------|
| 勤務が常態として週3日を越える割振りの利用者(再任用短時間勤務職員を含む) | 自転車      | 660円   |
|                                       | 原付・自動二輪車 | 1,320円 |
| 勤務が常態として週3日以内の割振りの利用者                 | 自転車      | 330円   |
|                                       | 原付・自動二輪車 | 660円   |

3 前項の金額は月額とし、月の途中からの利用であっても日割計算は行わない。

4 第1項の利用料の支払いは、給与支給日に給与控除の方法によるものとする。

(利用者以外の利用)

第14条 第8条の利用票の交付を受けていない職員が、突発的な事由によりやむを得ず自転車等駐輪場を利用する場合は、原則として予めその旨を駐輪場利用許可申請書(第5号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の利用料は、次のとおりとし、利用料の支払いは給与控除によるものとする。

|    | 自転車 | 原付・自動二輪車 |
|----|-----|----------|
| 1日 | 50円 | 100円     |

3 第1項の利用に際して、第6条第2項、第9条及び第10条の規定を準用する。

(損害賠償等)

第15条 市長は、自転車等駐輪場の管理運営において瑕疵がある場合を除き、発生した事故、又は自転車等の盗難若しくは損傷等について、その責めを負わない。

2 利用者及び前条第1項により自転車等駐輪場の利用を承認された職員は、自転車等駐輪場の施設及び設備を破損したときは(明らかに老朽化によるものと認められる場合を除く。)、これを修復し、毀損前の状態に復さなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

自転車等駐輪場利用申請書

船橋市長 あて

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電 話 (所属) \_\_\_\_\_

年 月 日から自転車等駐輪場を利用したいので申請します。  
また、承認された場合の利用料は、給与から控除されることを了承します。

|   |   |
|---|---|
| 現在の通勤手当受給の有無<br>有の場合、認定手段に○<br>無の場合、住所を記入 | 有 (自転車 / 原付バイク・自動二輪)<br>無 (住所: _____)                           |
| 申請交通用具の種別                                 | ①自転車 ②原付バイク・自動二輪 (排気量 _____)                                    |
| 週労働日数及び任用期間<br>(会計年度任用職員のみ<br>記入)         | 週労働日数 : _____ 日/週<br>任用期間 : _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで |
| 車 両 ナ ン バ ー<br>(原付バイク・自動二<br>輪のみ記入)       |   |
| 特別に利用する場合<br>(具体的な理由)                     |   |

|        |       |
|--------|-------|
| 職員課記入欄 |       |
| 承認の可否  | 可 ・ 否 |

第2号様式

自転車等駐輪場利用承認可否決定通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

船橋市長

自転車等駐輪場の利用について次のとおり決定したので通知します。

承認

第一駐輪場

第二駐輪場

期 間

年 月 日から

年 月 日まで

不承認

理由

---

第3号様式



記載された「年度」「背景の色」については、年度単位で更新する。

第4号様式

自転車等駐輪場利用中止届

船橋市長 あて

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

利用者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話 \_\_\_\_\_

自転車等駐輪場の利用を中止します。

中止年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第5号様式

No. \_\_\_\_\_

船橋市長 あて

**駐輪場利用許可申請書**

利用日 年 月 日

利用料（自転車 50 円・バイク 100 円）は、  
給与控除により支払います。

所 属 .....

職員番号 .....

氏 名 .....

給与控除 月

No. \_\_\_\_\_

**駐輪場利用許可証**

年 月 日

限り有効

船橋市 職員課

利用料を給与控除により徴収  
します。

利用しなかった場合は、利用日  
と同月の末日までに職員課に  
許可証を返却してください。返  
却された許可証分の給与控除  
を中止します。

※この許可証は、自転車に添付  
してください。